

第 238 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和3年7月30日（金）13時30分から

2 場 所 長野県安曇野庁舎講堂

3 出席者

内水面漁場管理委員 12名

漁業者代表：藤森 貫治、梅戸 洋、富岡 道雄、古谷 秀夫、佐藤 みつ子

採捕者代表：小澤 哲、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、高田 啓介、酒井 美月

事務局：佐々木企画幹兼課長補佐兼野菜・特産係長他、事務局員3名

（吉田書記長が所用により欠席のため、佐々木企画幹が代理出席）

4 会議事項

（1）議事

① 遊漁規則の変更について

② オオクチバス等の再放流禁止指示について

（2）その他

5 会議内容

会長挨拶 議事に入る

平林会長 議事に入る前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

議事録署名人を水谷委員、高田委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。

本日最初の議事は知事から諮問のあった遊漁規則の変更についてです。

南佐久南部漁協、木曽川漁協、姫川上流漁協、下伊那漁協、北信漁協の5つの漁協から遊漁規則変更許可申請書が提出されました。

一括して事務局から説明しますので、漁協毎にご意見、ご質問等をお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1により説明

平林会長 ただ今、5つの漁協の遊漁規則の変更内容について、事務局から説明ありましたが、先ほど申し上げたとおり、漁協毎にひとつずつ審議していきたいと思います。

まず、南佐久南部漁協のしなのゆきますの全長制限の削除について、ご意見、ご質問等ありますか。

水谷委員 このしなのゆきますについては、稚魚放流されたものでしょうか。それとも、成魚放流されたものでしょうか。

事務局 かつては成魚放流を中心にしていたのですが、現在はなるべく放流尾数を増やす等の理由のため、稚魚放流を行っているとのこと。

水谷委員 もう一つですが、例えば、全て持ち帰るため、サイズを小さくするという手はないのでしょうか。20 cm位のものであっても、再放流すると死に至るケースが多いというようなことなのでしょうか。

事務局 成魚放流中心ですと、予算などにも限りがあると思いますので、たくさんの尾数を放流することができないということがあります。稚魚であれば、尾数を多く放流することができます。また、稚魚は成長していきますので、小さいものから大きなものまで含めて、多くの方が長期間釣りを楽しんでいただけることを漁協は意図しているようです。

水谷委員 現在、全長 20 cm以下のものを再放流していますが、例えば、これを 10 cm以下とか、15 cm以下にするというようには考えていないのでしょうかということです。

事務局 現在の規則では、20 cm以下のものが釣れてしまった場合は再放流することになりますが、それを 10 cm以下にとか、15 cm以下にという考え方は確かにあると思います。

ですが、先ほど説明しましたように、口が弱い魚であることから、特に小さいものはそうだと思いますが、再放流したとしても弱ってしまう、死んでしまうという場合が多いということがあります。弱った、あるいは死んだ魚を目当てにカワウなどの魚食性鳥類が集まってきて食べてしまう、居ついてしまうということがあります。しなのゆきまは立岩湖や加和志湖に放流されていますが、そのような鳥が居つくと、湖だけでなく周辺の河川にも被害を及ぼすということが考えられます。そのため、釣れたものについては全て持ち帰ってもらえるように規則を変更したいということです。

水谷委員 わかりました。

平林会長 他にご質問、ご意見等ありますか。

特に無いようですので、南佐久南部漁協の遊漁規則の変更申請については、諮問のとおり許可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、そのように答申することとします。

続いて、2つ目の木曾川漁協の禁止区域の削除についてですが、梅戸委員は当事者のため、この件に関しては審議に参加できませんので、次の漁協の審議までしばらくお待ちください。

それでは、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

平林会長 特に無いようですので、木曾川漁協の遊漁規則の変更申請については、諮問のとおり許可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、申請のとおり許可してよい旨を答申することとします。

3つ目の姫川上流漁協の遊漁料の額の変更について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

高田委員 遊漁料の額の変更申請にあつては、以前は漁協の収支表等を確認して、変更の可否を判断したように思います。今回はそのような表はありませんが、いかがでしょうか。

事務局 資料1-1の最後のページに遊漁料の額の変更についての審査基準を添付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

これは、消費税の増税があつたことから一昨年度見直したのですが、遊漁料の額の変更申請があつた場合、あゆの年券であれば2.8倍以内、あゆ以外の魚種の年券であれば、2.2倍以内であれば、特別の事情がない限り認める、また、日釣券の場合は年券の4分の1以内であれば、特別の事情がない限り認めるとしており、この基準に沿ってご審議していただくこととなります。

なお、説明が漏れておりましたが、現在の姫川上流漁協の年券は5,000円となっており、日釣券は1,250円までは特別の事情がない限り変更を認めることとなります。今回の申請では1,000円を1,100円に変更するとのことですので、基準内には収まっております。

高田委員 どうも私の勘違いだったようですが、私が覚えている、経営状況の資料を見ながら判断したというのは何を判断する時のことだったのでしょう。守秘義務等がありますので、その場限りのものでしたが、かなりきちんとした資料を見ながら判断した記憶がありません。今回の審議は基準どおりで差し支えありませんが。

平林会長 他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

その他には特に無いようですので、姫川上流漁協の遊漁規則の変更申請については、諮問のとおり許可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、異議がありませんので、申請のとおり許可してよい旨を答申します。

それでは、4つ目の下伊那漁協の電子遊漁券の導入に係る変更について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

おそらく、今後はこのような事例が増えてくると思うのですが、県内で他に導入している漁協はありますか。

事務局 今のところ、フィッシュパスについてはありません。ただし、電子遊漁券の取扱い業者がもう一社あり、そちらはつりチケと言いますが、一昨年に委員会でご審議いただいた志賀高原漁協と、遠山漁協、平谷村漁協の3漁協が導入しております。

平林会長 ありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

水谷委員 遊漁規則の第2条第2項について質問があります。

「提出して、申請しなければならない」とありますが、主語は何でしょうか。

事務局 新旧対照表については、変更箇所しか記載しておりませんので、この条文だけ見るとわかりにくくなっておりますが、省略されている第1項では「漁場区域内で遊漁をしようとする者はあらかじめ組合に申請して、組合の承認を受けなければならない」と規定されており、その申請については、竿釣、手釣の場合は、口頭若しくはオンラインサービスで、それ以外の漁法、例えば下伊那漁協で言えば、サデ網、たも網、投網といった漁法ですが、このような漁法で遊漁をする場合はどの魚種を、どの漁具漁法で、いつ、どこでという内容を記載した申請書を提出しなければならないという第2項の規定に繋がります。

「提出して」の後に読点があって文章が切れていることで分かりにくくなっているというご指摘でもあると思いますが、水産庁が示す遊漁規則の例でも、この部分で切っております。竿釣についてはこの方法で、その他の漁法についてはこの方法で、ということで漁法ごとに申請方法を異なることがわかりやすいよう、この部分で切っていると考えます。

平林会長 その他に、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

小澤委員 細かい点ですが、下伊那漁協以外の漁協の申請書には、附則として施行日の規定があります。下伊那漁協も記載する必要があるのではないかと思いますので、よろしく願います。

事務局 附則、施行日の書き方については、漁協毎に異なっており、下伊那漁協は遊漁規則の表紙に記載しております。

申請書の提出時には施行日がありませんでしたので、9月1日から施行することを事務局でも漁協に確認しております。

小澤委員 今の話であれば、表紙も新旧対照表につけるべきと考えます。また、一般論から考えると附則に書くのが適当ではないかと思います。

事務局 小澤委員がおっしゃるとおりと考えますので、漁協に伝えさせていただきます。

平林会長 その他はいかがでしょうか。

特に無いようですので、下伊那漁協の遊漁規則の変更申請については、諮問のとおり許可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、異議がありませんので、申請のとおり許可してよい旨を答申します。

最後になりますが、北信漁協の遊漁期間の変更及び中学生の遊漁料の無料化について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

小澤委員 前回の委員会で話題となった身体障がい者の遊漁料についてですが、身体障がい者の遊漁料は資料の24ページにある通りでよいと思いますが、障がい者の介助者の遊漁料は通常の方と同じ額を納入しなければならないのでしょうか。それについて何か判断はあったのでしょうか。

事務局 手元に議事録がないため正確にお答えできない部分はありますが、前回議論いただいた中では、漁協毎に状況が違うため、統一的なものではなく、漁協毎の判断に委ねるべきとの意見もいただき、その場ではご理解いただいたと認識しております。

平林会長 今すぐわからないのであれば、後日議事録を確認いただきたいと思います。

小澤委員 今すぐでなくても結構です。私が失念している部分かもしれませんので、次回の委員会などでお答えいただければと思います。障がい者の介助者というのは相応の負担をもって、身体障がい者の方に釣りの楽しさを味わってもらおうと思って介助していると思います。個人的な考えですが、やはり介助者の遊漁料については、願わくば無料にしてあげてほしいと、採捕者の一人として思っています。私の意見として述べたということで覚えておいていただければと思います。

事務局 今、議事録がありましたので、その部分について述べさせていただきます。

基本的には対応している漁協では介助者を身体障がい者と同様に扱っているということですが、大半の漁協では実例がないため、具体的に検討していないというのが実態です。

具体的に、例えば漁協から問い合わせがあった場合は、県から情報提供する、本日、小澤委員からいただいたように、委員のご意見を伝えるなどしながら、漁協が検討できるようにしていきたいと議事録にはあります。

また、このような実態が多くあり、課題となっているようであれば、委員からもご発言いただいて、委員会の中でも引き続き議論したいということで会長にはおまとめいただいております。

平林会長 前回の委員会では今の説明のように議論したということですが、今回の北信漁協の諮問内容とは異なるものです。

小澤委員からこのような意見をいただきましたが、今、この場では資料がありませんので議論のしようがないところもあると思います。

もし、次回の委員会で議論するのであれば、資料収集や他県の事例などを踏まえながら議論し始めていくということになると思いますが、小澤委員はいかがでしょう。

小澤委員 会長のおっしゃる通りで結構です。課題が出てきたところで、改めて資料を準備して議論していただければと思います。

平林会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

事務局の方でもメモを取っていただいて、今のような形で進めてさせていただきたいと思います。

他に、北信漁協の遊漁期間の変更、中学生の遊漁料の無料化について、ご意見、ご質問はありますか。

平林会長 特に無いようですので、北信漁協の遊漁規則の変更申請については、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、異議がありませんので、申請のとおり許可してよい旨を答申します。

ありがとうございました。

それでは、次の議事「オオクチバス等の再放流禁止指示について」に移ります。

まず、経緯を簡単にご説明しますが、前回の委員会において、会長一任としていただいた「オオクチバス等の再放流の禁止指示の解除」につきまして、野尻湖漁協から解除申請があり、申請のとおり許可としましたので、その概要を事務局から説明します。

続いて、本年度の野尻湖の外来魚逸出状況調査の結果をご報告します。

それぞれの説明後に、ご意見、ご質問をいただければと思います。

では、再放流禁止指示の解除の状況について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2—1により説明

平林会長 ただ今、概要について説明がありましたが、解除申請の許可に関わらなくても結構ですが、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

事務局 一つよろしいでしょうか。

ただ今説明した資料2については、今回の許可の結果のみをまとめたものとなっております。

この資料とは別に、今までの解除申請の概要をまとめた資料を用意しております。前回の委員会で議論していただいた結果にはなりますが、まだ各委員にご覧いただいておりますので、お配りして、ご説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

平林会長 では配布してください。

今、配布した資料について、事務局から説明してください。

事務局 資料3により説明

平林会長 第1期から第5期まで、どのような項目がどのように追加されてきたのかがわかるような資料を作成しました。

今回は右端の欄の太字のところが新たに追加された部分ですが、このような形で追加されて、解除申請の審査を行ったということです。

この委員会でご議論いただいた内容を加えて記載しておりますので、私の方で見て、特段問題ないということで、許可させていただいております。

期を経るごとに色々な項目が追加されてきましたが、次期も追加されていくと思いますので、一度このような形で整理しておくと思いいます。

何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

特に無いようですが、逸出状況調査報告の後でもご意見、ご質問をお受けしますので、議事を進行させていただきます。

では、逸出状況調査の報告について、説明をお願いします。

事務局 資料2—2及び2—3により説明

平林会長 野尻湖漁協が実施した4月19日と5月17日、4月19日は調査が途中で終了となってしまいましたが、その調査の結果と7月16日に委員会が実施した調査の結果についての

説明がありました。4月19日の漁協の調査でコクチバスが1尾捕獲されたとのことですが、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

竹原委員 初步的な質問で申し訳ありませんが、野尻湖で釣りをしている釣り客の方は、例えばバス釣り与其他の魚種の釣りでは、釣り方が違うのでしょうか。

事務局 釣り方と言いますと、ルアー釣りですとか、そのような話かと思いますが、かつて野尻湖漁協がルアー釣りを始めた時は、それによってバス釣りをする方が増えた経緯はありません。

バスについてはルアー釣りをする方が多いと思いますし、ヒメマスなどの魚種についてもルアー釣りをしているケースもあると考えられます。

同じような釣り方で釣っている場合もあれば、魚種によっては違う釣り方で釣っていることはあると考えられます。

竹原委員 としますと、野尻湖で年間の釣り客がどのくらいいるかは把握していると思いますが、その中でバスを対象としているか否かは区別がつかないというわけですね。

事務局 そのようになります。

ただし、ワカサギですと漁期が異なりますので、その漁期毎に分ければ、ワカサギとそれ以外の魚種という形で区別にすることができると思います。

竹原委員 では、今までバスをそのままにしてきたというか、こちらで解除の許可を出してきましたが、そのような状態の中で、最初の許可は平成21年度だったと思いますが、その時から現在まで、毎年の釣り客が増えているのか減っているのか、そういった情報が私たちの方には全く入っていませんので、その辺りを知りたいところです。

事務局 遊漁券の発行枚数の集計はしております。

平成19年と20年ですが、だいたい3万枚程度となっておりますが、令和元年と2年は2万5千枚から3万枚程度と、横ばいかやや減程度の発行枚数となっております。

その内、ワカサギの遊漁券については平成19年から20年の間では1万3千枚から1万4千枚程度となっております。令和元年については約1万1千枚となっております、それほど変化していないという状況です。

竹原委員 バスが釣られ始めた頃よりも前の集計はあるのでしょうか。

事務局 と言いますと、ルアー釣りが開始される前ということですね。

野尻湖漁協では平成21年に再放流禁止指示が解除されましたが、それより前にルアー釣りが既に始まっておりまして、漁協では、その段階、つまり平成21年より前にルアー釣りに伴って遊漁者が増えたという記録があります。

竹原委員 私が知りたいのは、平成21年に最初の申請がありましたよね。それ以前のことです。

確か、最初の申請の時は、漁協の経営上、解除してもらわないとじり貧であるということがあって、極端ですが、そのような話があって、再放流禁止の指示の解除をお願いしたいということであったと記憶しています。ですので、平成21年以前の状況を知りたい

いと思ったのですが。

事務局 野尻湖でバス釣りが始まった頃の数値が今手元にありません。どこまで調べられるかということもありますが、できるだけ調べてみたいと思います。

状況については、先ほどお話しさせていただいたとおり、平成21年2月の委員会で再放流禁止と判断基準を付けた形の中での委員会指示を決定しておりますが、野尻湖でのバス釣りはその決定前から延々とされていますので、指示の前後でどのように変わったかは、正直なところ、今となってはわからないということです。

ですので、バス釣りがいつから始まったかということまでさかのぼっていかなければならないのですが、その頃の数値については、野尻湖漁協に遊漁料の情報等の資料提供を求めて、分かればご提示させていただきたいと思います。

竹原委員 わかりました。

このままでいきますと、また3年後に申請があるだろうと思いますので、延々と野尻湖だけが解除され続けるという可能性がなきにしもあらずということに危惧しています。

今回の解除申請がなされる前に行った委員会の議論では、野尻湖漁協としてこれからバスに頼らないで運営できるような方法を探ってほしいという意見もありました。

実際に漁協がその点をどのように受け取ったか全然わからないので、お伺いしたということです。

事務局 前回、2月4日の委員会におきまして、今の竹原委員と同じ意見ですが、多くの委員から、平成21年より変則的な形で判断基準を示しながら運用してきている中で、いつまで続けるのかという意見をいただいたところです。その際には、平林会長から、「バス釣りに頼らない漁協経営を促していく」、「漁協にも経営があるのですぐには中々難しいところだとは思いますが、長い時間をかけながら、その点を漁協にも考えていってもらう必要があるのではないかとまとめていただいております。

資料を用意してはありますが、野尻湖漁協からその点について、聞き取りを行っておりますので、ご説明させていただきます。

事務局 (資料無し、口頭による説明)

委員会においてバス釣りに依存しない漁協経営を目指してほしいとのご意見をいただきましたので、野尻湖漁協に対し、解除申請以降のこれまでの取組と今後の経営方針について聞き取りましたので、その内容をご説明いたします。

まず、漁協の取組として、バス以外の魚種として、ワカサギにかなり力を入れてきた経緯があります。

平成21年の解除申請以降、ワカサギ遊漁の振興として、ワカサギの自湖採卵に力を入れているところです。その理由ですが、卵の安定供給やふ化率の向上などによって、資源を安定的に供給することができるようになるためです。

具体的な取組ですが、ワカサギのふ化施設の整備や採卵技術の研究を行いまして、平成18年までは全て他湖産の卵に放流を頼っていたところを、現在は放流卵の約8割を自湖採卵のものに切り替えるまでになっています。加えて、卵の一部は他の湖への出荷もできています。

このように放流用の卵の安定供給ができており、それによって、遊漁者の方からも釣果はかなりよいとの情報も出ています。

漁協としては、このようにワカサギの遊漁振興に取り組んでいるところであり、これからも継続しながら、漁協経営をしていきたいとのことです。

野尻湖ではバス釣りはどうしても地域の観光資源、産業として定着している現状があります。実際、漁協からの聞き取りでも、ボート店はワカサギ釣りとはバス釣りの両者によって、1年を通じた操業が可能となっていて、次世代にも生業として引き継がれていることもあるとの話もあり、地域に定着した産業であると考えています。

一方、バス釣りについて、釣り人の大半は常連客となっていて、その方々もかなり高齢になっていると伺っています。

従って、遊漁者ニーズも注視しながら経営方針を考えていきたいと漁協からコメントをいただいています。

平林会長 解除の許可に当たり、委員会の意見を附帯したところ、今の事務局の説明の通り、漁協でもワカサギ等の他の魚種に力を入れるほか、長期的な視点で検討しているとのことでした。

このような報告は今まであまりありませんでした。今までは結果として、申請があれば、ただ許可しているというところもありましたが、今の説明のように、漁協でもこの先の経営方針等を考えながら取り組んでいるものと私は考えています。

委員会の中でもご意見を出していただいて、すぐにこうしてくださいというのは難しいと思いますが、このような方向性で検討していくように言い続けていきたいと思っています。

何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

富岡委員 ただ今、竹原委員や事務局から色々な話がありましたけれども、前回の委員会で解除申請について、最終的に会長に一任するということになりましたが、その結果を今日ここで説明してもらったわけですね。今回の委員会は、それを委員の皆さんが今日認めてくれるのか、くれないのかという会議であると思います。会長に一任した以上、今日ここで会長が許可とした理由を、皆さんが認めるか、認めないかという議論の後で、賛否を諮っていただいて、その上で、これからのことを話し合ったり、その他色々なことをやっていただければと思います。

平林会長 今いただいたご意見についてですが、前回の委員会で再放流禁止指示の解除の許可は私に一任いただきましたので、野尻湖漁協に対して既に許可をしたということです。

先ほどの説明は現在の状況の説明をしているもので、ただ許可を出すだけではなく、先のこと考えながら、漁協へ附帯意見を付けて許可を出しましょうというご意見を皆様からいただきましたので、事務局から話してもらい、その返答があったという内容です。

先ほどの繰り返しになりますが、今後、委員会としても、漁協から色々な情報を得る、こちらからも色々なことをお願いするなど、意思疎通しながら進めていかなければならないと考えています。

今まで委員会で漁協からのレスポンスを説明したことがあまりなかったので、こういう形で進めていくのが良いと思っていますところでは。

逸出状況調査の結果の説明もありましたが、他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

全体を通してでも結構ですが、何かありますでしょうか。

桐生委員 コクチバスについては、平成3年5月に日本で初めて野尻湖で見られ、その翌年には木崎湖でも見られました。

それからずっとバス釣りが盛んに行われてきて、その間に色々と、再放流についての議論が全国で行われてきました。例えば、滋賀県の琵琶湖では県の条例で再放流を禁止することが平成15年に決まっています。同年には、島根県日高市で在来生態系保護条例により再放流が禁止されています。町で言えば、河口湖の西湖が含まれますが、富士河口湖町でも特定外来生物の逸出防止、持ち出し禁止に関する条例が制定されています。コクチバスの抑制については様々な方法が取られてはいますが、再放流禁止については全国でもほぼ行われています。

再放流禁止を解除するという点についてですが、個人的にはブラックバスは根絶、抑制すべきと思っています。ですが、実は現行の法では逸出できない構造の網が三重に施してあればよいとなっているようです。

従って、今、再放流禁止指示解除について野尻湖漁協から申請が出された場合、現在の法律に基づくと、逸出防止装置が確実に機能しているかどうかという判断だけで解除しなければならない状態です。そのことを知らずにおり、前回の委員会では解除にあたってはコクチバスの資源抑制も併せて行うべきと述べました。ですが、現実はそのようになっている、漁場管理委員会で議論することについては、知事から諮問があれば、議論して方針を出すこととなりますので、法令に基づいているとなると、現状では無理かと思っています。

ただし、先ほど述べたように県政、県の取組が変わってくれば、例えば条例化などですが、それに基づいた諮問が漁場管理委員会に出されるというようなことになれば、具体的な議論ができると思います。ですが、今のところ、それは無理かなと感じています。

先ほども述べたとおり、将来的にはブラックバスの抑制はやはり考えていかなければならないことであり、色々な方策について議論すべきと思いますが、解除申請自体に関するところは審査基準の、なんと申しますか、効率化と書き方、その辺りを議論するだけになってしまうのではないかと思います。

平林会長 実は今、桐生委員がおっしゃったとおりですが、この点については事務局から補足説明があります。

私としては、委員会の中で議論していただいて、附帯意見として漁協に伝え、漁協からも状況を聞きながら進めていければと考えています。

とは言いましても、申請があった際、防止装置が機能しているかどうかといったことなどはこちらできちんと確認し、また、逸出の状況等も確認して、あまりにも逸出魚の数が多という状況などがあれば、こちらの方で色々な事項をお願いするという点で、そのような点を踏まえて審査していくという、今までの形でというように思っております。

事務局 この課題については、非常に長い期間に亘って、委員会内で議論していただいてきましたが、引き続き色々な検討が必要と考えています。ただし、議論が始まってからかなりの年数が経過していることから、委員会での議論の経過や法体系などの検討のベースとなる部分については、委員の皆様には統一した認識でご理解をいただいた方が良く思っております。

これまでの経過などをまとめた資料がありますので、そちらを見ながら説明させていただきます。

事務局 資料4—1～3により説明

平林会長 長野県の中でもいろいろな議論をした上で、現在に至っているという経緯の説明でした。

私も大変な議論がされた時期から委員をしておりましたが、ただ今の説明のような経緯で現在まで来ているということです。委員についても当時の委員から変わっている方もおりますので、一度こういう経過があったということを説明していただいた方が良いと思い、ご説明しました。

何か、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

藤森委員 今の説明で、皆さん大分理解が進んだと思います。

一つ、私の疑問に残っている点があります。

三重の網があればよいとのことですが、最近、集中豪雨などが多いと思います。このような状況の中で、網を超えて水が流れるような事態が生じた時どうするかということ、これから先、委員会として検討する必要があると思います。

それでも逸出しないということなら良いですが、そのような場合に逸出してしまうのは仕方ないとしても良いのかという点をいずれ議論すべきと考えています。

そのような緊急事態の時の対応については、まだ審査基準には記載がないと思いましたが、いかがでしょうか。

事務局 緊急放水等に係る対応については、お配りした第1期から第5期までの申請書概要資料（資料3）の2ページ目の5段目に記載されております。

内容についてですが、オオクチバス等が監視場所で発見され、当該魚が逸出魚であることが否定できない場合及び洪水等の不測の事態があった場合は、前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等の不測の事態が終息して監視が可能となった日から、監視頻度を可能な限り高めて、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで電気ショッカーによる捕獲に努めるとされています。また、その実施場所は逸出が確認されたそれぞれの監視場所ですが、池尻川については監視場所に加えて内水面漁場管理委員会が逸出魚調査を実施する調査地点においても駆除を実施するという対応をとることとなっております。

不測の事態に係る対応については、第4期の審査基準で初めて盛り込まれ、平成30年4月1日から運用しています。

平林会長 不測の事態に係る対応については、第4期の審査基準の時に検討させていただいております。他に東北電力の緊急放水等もありますが、それについては第4期の審査基準のその他の部分に対応が記載されています。

藤森委員 対応していることはわかりましたが、大水が出た時に流出した魚が、相当下流まで行ってしまいますよね。その懸念を新潟県でもこの間の要望書の中に書いてありましたよね。その辺りのことを含めて、この対応でよいのかどうかということをもた機会をとらえて検討を加えていただきたいと思います。

平林会長 ありがとうございます。

その他にありますでしょうか。

事務局 余談ではありますが、一つ付け加えさせていただきます。

先日、関川水系漁協の組合長とお会いする機会があり、この件に関するお話もさせていただきました。

総じて言いますと、関川水系漁協としては、ある程度この取組を評価していただいております。実際に、漁協の中で外来魚がいて困るとか、何とかしてほしいとの意見も出ておりませんし、組合長の感触としても非常によくやっていたいただいているとのことでした。

ただ、逸出調査について、委員会としての調査や先ほどお話しした野尻湖漁協が行う緊急事態時の調査ですが、「全く調査を行わなくなるとなれば、さすがに心配もあり、いかがかと思う。ただし、状況を見ながら、例えば、今3回行っている調査を2回とか1回にする、あるいは毎年行っている調査を2年に1度の調査にするなどの監視体制の効率化を図ってもらいたい」との発言はありました。ご参考までにお伝えします。

平林会長 下流に影響を与えることがないように委員会で色々な検討をしたり、対応したりしている中で、そのようなレスポンスがあるのは当然かと、委員会としてかなり気を使っていますので、そのように言っていただけるのは良かったと思います。委員会では真剣に考えて、皆様からいろんなご意見をいただいて対応を進めてきていますが、その成果が出ていると思います。

他に何かご意見等ありますか。

本日、事務局から追加配布した資料については、今までの経緯と禁止指示の解除申請の概要をまとめて表にしたものですが、また各自ご覧いただいて、何かあれば、どのようなことでも結構ですので、次回の委員会でご意見、ご質問いただければと思います。

ただ今の議題、外来魚の逸出魚の状況調査について、ご意見、ご質問等が特に無ければ次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、議事（3）その他に進みます。

第20期の委員の皆様は、本年11月30日をもって任期満了となります。

今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料無し、口頭により説明）

平林会長 その他についてですが、何かご意見、ご質問ありますか。

富岡委員 私は8年間委員を務めましたが、野尻湖の話が出なかった回はほとんどありません。これはあくまでお願いですが、ある程度、野尻湖の問題については是非、県の方でも良い方向付けができるようにしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

平林会長 他にご意見、ご質問はありますか。

無いようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございました。

以上を持ちまして、第 238 回長野内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

なお、次回の第 239 回委員会については 11 月 12 日（金）に開催を予定しておりますので、委員の皆様におかれましてはご出席賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

議事録署名委員

㊞

議事録署名委員

㊞